

民正 · 국민 兩黨 改憲試案對比

1987. (회경)

編別	項目	現行憲法	民正黨案	한국국민당案
前文	繼承精神	3.1 運動	上海臨時政府 (3.1 運動), 4.19	3.1 運動, 4.19
	第5共和國	明 示	明 示	削 除
	抵抗權, 文民政治, 政治報復 禁止	없 음	없 음	抵抗權 新設
	民族中興의 使命, 自由 · 權利에 따른 責任 · 義務	있 음	있 음 (自律과 調和 추가)	있 음
總綱	在外國民保護	宣言的 規定 (§ 2②)	具體的 規定으로 補強 (§ 2②)	現行과 同 (§ 2②)
	平和統一 努力義務	前文에 明示	前文에 明示	前文에 明示
	軍人의 政治介入 禁止	없 음	없 음	없 음
	公務員 財產公開	없 음	없 음	없 음
	政黨의 要件	組織, 活動이 民主的 (§ 7②)	現行과 同 (§ 7②)	現行과 同 (§ 7②)
	違憲政黨 解散制度	인정 (憲法委員會 : § 7④)	인정 (憲法裁判所 : § 7④)	인정 (大法院 : § 7④)
基本權	處罰과 保安處分의 要件	法律에 의한 處罰 · 保安處分 인정 (§ 11①)	現行과 同 (§ 11①)	處罰은 現行과 同, 裁判에 의한 保安處分 인정 (§ 11①)
	令狀制度	現行犯人등 事後令狀制度만 인정 (§ 11③단서)	現行과 同 (§ 11③단서)	現行과 同 (§ 11③단서)
	逮捕 · 拘禁時 告知 및 通知	없 음	辯護人의 助力을 받을 權利 告知, 家族에 대한 通知 (§ 11⑤)	없 음

編 別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	한 국 국 민 당 案
基 本	拘束適否審 범위	法律이 정하는 바에 따라 인정 (§ 11 ⑤)	全面 인정 (§ 11 ⑥)	全面 인정 (§ 11 ⑤)
	證據能力 제한	自白의 證據能力만 制限 (§ 11 ⑥)	現行과 同 (§ 11 ⑦)	自白의 證據能力만 制限 (§ 11 ⑥)
	우편물檢閱등 令狀主義	明示하지 않음	明示하지 않음	明示하지 않음
	言論·出版에 대한 許可·檢閱 禁止	明示하지 않음	明 示 (§ 20 ②), 映畫·演藝는 제한적으로 허용 (§ 20 ② 단서)	明 示 (§ 20 ②)
	集會·結社에 대한 許可禁止	明示하지 않음	明 示 (§ 20 ②)	明 示 (§ 20 ②)
	新聞·通信·放送의 施設·基準, 編輯·編成의 公正性	明示하지 않음	明 示 (§ 20 ③)	明示 (編輯·編成의 公正性은 除外 : § 20 ③)
	言論 被害賠償 請求權	明 示 (§ 20 ③ 후단)	明 示 (§ 20 ④ 후단)	削 除
	科學技術者 權利保護	없 음	新 設 (§ 21 ②)	없 음
	財産權 收用時 補償	公益 및 關係者利益 衡量, 法律로 정함 (§ 22 ③)	法律이 정하는 바에 따라 正當 補償 (§ 22 ③)	法律이 정하는 바에 따라 正當 補償 (§ 22 ③)
	選舉年齡	20 세 (§ 23)	20 세 (§ 23)	18 세 (§ 23)
權	軍法會議裁判管轄權	軍事機密·哨兵·哨所·捕虜·軍事 施設 犯罪등, 非常戒嚴時, 非常措 置時 (§ 26 ②)	有害飲食物供給·軍用物犯罪 및 非常措置時 削除 (§ 26 ②)	軍事에 관한 間諜罪 추가, 軍用 物 犯罪 및 非常措置時 削除 (§ 26 ②)
	刑事被害者 裁判陳述權	없 음	新 設 (§ 26 ⑤)	없 음
	刑事補償請求權	無罪判決받은 被告人 (§ 27)	無嫌疑 處分받은 被疑者 추가 (§ 27)	民正黨案과 同
	軍人·警察의 國家賠償 請求權	二重賠償 禁止 (§ 28 ②)	國家報償 고려, 法律로 규정 (§ 28 ②)	法律이 정하는 바에 따라 인정 (§ 8 ①)

編 別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	한 국 국 민 당 案
基 本 權	刑事被害者 國家救護	없 음	新 設 (§ 29)	없 음
	교육의 專門性 保障	明 示 (§ 29 ④)	明 示 (§ 30 ④)	明 示 (§ 29 ④)
	大學의 自律性 保障	明示하지 않음	明示하지 않음	明示하지 않음
	平生教育 振興, 教育·財政·教員의 地位 保障	있음 (§ 29 ⑤⑥)	있음 (§ 30 ⑤⑥)	있음(財政·교육의 地位 保障은 除外: § 29 ⑥참조)
	最低賃金制	없 음	明示 (§ 31 ①)	明示하지 않음
	勤勞의 義務	있 음 (§ 30 ②)	있음 (§ 31 ②)	있음 (§ 30 ②)
	女子의 勤勞條件 差別待遇 금지	明示하지 않음	明示 (§ 31 ④)	明示하지 않음
	優先就業對象	國家有功者 傷痍軍警 및 戰歿軍警 유가족 (§ 30 ⑤)	現行과 同 (§ 31 ⑤)	現行과 同 (§ 30 ⑤)
	團體行動權의 行使	法律로 정함 (§ 31 ① 단서)	現行과 同 (§ 32 ① 단서)	現行과 同 (§ 31 ① 단서)
	公務員의 勞動 3 權	法律로 정한 者만 인정 (§ 31 ②)	現行과 同 (§ 32 ②)	現行과 同 (§ 31 ②)
	團體行動權의 制限 또는 不認定 범위	國家·地方自治團體·國公營企業體·防衛產業體·公益事業體 등 (§ 31 ③)	法律이 정하는 防衛產業體 (§ 32 ③)	削 除
	勤勞者의 經營參加權, 利益均霑權	없 음	없 음	없 음
	女子의 福祉·權益向上	明示하지 않음	明 示 (§ 33 ②)	明示하지 않음
	國家救護對象	生活能力 없는 國民 (§ 32 ③)	身體障礙者 추가 (§ 33 ⑤)	現行과 同 (§ 32 ③)
	國家福祉政策對象	明示하지 않음	老人·靑少年의 福祉·災害 및 疾病豫防, 醫療增進 (§ 33 ④⑥, § 35 ③)	明示하지 않음
國家의 住宅開發	明示하지 않음	明 示 (§ 34 ②)	明示하지 않음	

編 別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	한 국 국 민 당 案
基 本 權	婚姻·家族生活 兩性平等	宣言的 規定 (§ 34 ①)	具體的 規定으로 補強 (§ 35 ①)	現行과 同 (§ 34)
	母性保護 (妊娠, 出產, 育兒)	明示하지 않음	明 示 (§ 35 ②)	明示하지 않음
	基本權 制限要件	國家安保·秩序維持·公共福利上 法律로 制限 (§ 35 ②)	「불가피한 경우에 最少限의 範 圍」에 한정되도록 要件強化 (§ 36 ②)	現行과 同 (§ 35 ②)
國 會	得票率에 따른 比例代表 議席配 分	없 음	없 음	없 음
	免責特權 범위	國會에서의 職務上 發言·表決 (§ 81)	現行과 同 (§ 44)	現行과 同 (§ 75)
	國會臨時會 召集要求	在籍議員 1/3 (§ 83 ①)	在籍議員 1/4 (§ 46 ①)	在籍議員 1/4 (§ 77 ①)
	定期會 會期	90 日 (§ 83 ②, § 90 ②)	90 日 (§ 46 ②, § 53 ②)	120 日 (§ 77 ②)
	年間 開會日數 150 日 制限 및 大統領召集 國會議題 제한	있 음 (§ 83 ③⑤)	削 除	削 除
	國會非公開會議 要件	國會議決, 議長判斷 (§ 86 ① 단서)	現行과 同 (§ 49 ① 단서)	議長判斷에 의한 非公開 削除 (§ 80 ①)
	法院豫算編成權	없 음	없 음	없 음
	準豫算支出 基準	前年度 豫算에 準하여 (§ 90 ③)	現行과 同 (§ 53 ③)	「歲入의 범위 안에서」 추가 (§ 84 ③)
	國政調查·監查	國政調查, 裁判·犯罪搜查등 干涉 禁止 (§ 97)	國政監查, 裁判·犯罪搜查등 干涉 禁止, 監查對象·範圍·節次는 法 律에 위임 (§ 60 ①②)	國政監查 추가 (§ 91)
	國務總理·國務委員 出席要求	國會나 委員會議決, 代理答弁 허 용 (§ 98 ②)	現行과 同 (§ 61 ②)	現行과 同 (§ 92)

編 別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	한 국 국 민 당 案
國 會	國務總理，國務委員 不信任	解任議決權 (國務總理는 1年間 禁止)，在籍議員 1/3 發議，國務總理 解任時 全國務委員 解任 (§ 99)	現行과 同 (§ 62)	解任議決權 (國務總理 1年間 금지，國務總理 解任時 全國務委員 解任規定은 削除，在籍議員 1/4 發議 : § 93)
	彈劾審判委員會	없 음	없 음	新 設 (§ 96)
政 府	大統領의 地位	國家元首，行政府 首班 (§ 38 ①④)	現行과 同 (§ 65 ①④)	國家元首 削除 (§ 38 참조)
	副統領制	없 음	없 음	없 음
	大統領選舉	間 選 (§ 39 ~ § 41)	直 選 (§ 66 ①) * 決選投票 및 單獨立候補 特例 (§ 66 ②③)	直 選 (§ 39, § 40) 當選者 決定의 特例 (國會選出) 및 單獨立候補 特例
	大統領 立候補要件	政黨 또는 大統領選舉人 추천 (§ 39 ②), 5年이상 國內居住등 (§ 42)	政黨추천 明示하지 않음. 5年이상 國內居住 (§ 66 ④)	政黨추천, 5年이상 國內居住 削除 (§ 39)
	任期・重任制限	7年 單任, 憲法改正 效力制限 (§ 45, § 129 ②)	6年單任, 憲法改正 效力制限 (§ 67 ①②)	4年 1次重任, (§ 42)
	後任者 選舉	任期滿了 30日前, 闕位後 3月이 내 (§ 43)	任期滿了 70日 내지 40日前, 闕位後 即時 (§ 68)	任期滿了 60日前, 闕位後 60日 이내 (§ 41)
	* 補闕選舉	規定없음 (殘任期間 在任규정 않음)	現行과 同	殘任期間 1年未滿時 補闕選舉없음 (§ 41 ② 단서 참조), 規定없음
	大統領 就任場所	明示하지 않음 (§ 44 참조)	明示하지 않음 (§ 70 참조)	明示하지 않음 (§ 44 참조)

編 別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	한 국 국 민 당 案
政	國民投票附議權	外交·國防·統一 기타 國家安危에 관한 重要政策 (§ 47)	現行과 同 (§ 71)	削 除
	非常措置權등	非常措置權 (§ 51, § 65)	緊急財政·經濟處分 및 命令權, 緊急命令權 (§ 75, § 89)	民正黨案과 同 (§ 47, § 60)
	非常戒嚴의 效力	令狀制度, 言論·出版·集會·結社의 自由, 政府나 法院의 權限변경 (§ 52 ③)	現行과 同 (§ 76 ③)	現行과 同 (§ 49)
	戒嚴에 대한 國會의 統制	戒嚴후 지체없이 國會通告, 在籍過半數 解除要求 (§ 52 ④⑤)	現行과 同 (§ 76 ④⑤)	現行과 同 (§ 49 ④⑤)
	國會解散權	인정 (§ 57, § 65, § 87 단서)	인정 (§ 81, § 89, § 50 단서)	불인정 (§ 60)
	國務會議性格	審議機關 (§ 64 ①, § 65)	現行과 同 (§ 88 ①, § 89)	議決機關 (§ 57 ①, § 60)
	國政諮問會議, 平和統一政策 諮問會議	있 음 (§ 66, § 68)	있 음 (§ 90, § 92)	廢 止
	特別檢事制	없 음	없 음	없 음
法	監查院長 闕位時 後任者 任命	殘任期間 (§ 73 ③)	削 除 (§ 97 참조)	現行과 同 (§ 67 ③)
	行政·租稅등 專擔部 設置 근거	明 示 (§ 103 ②)	明 示 (§ 101 ②)	削 除
	大法官의 數	明示하지 않음	明示하지 않음	明示하지 않음
	大法院長 任命方法	大統領이 國會同意얻어 任命 (§ 105 ①)	現行과 同 (§ 103 ①)	法官推薦會議 제청으로 大統領이 國會同意 얻어 任命 (§ 100 ①)
大法官 任命方法	大法院長 提請으로 大統領이 任命 (§ 105 ②)	現行과 同 (§ 103 ②)	法官推薦會議의 提請으로 大法院長이 任命 (§ 100 ②)	
院				

編 別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	한 국 국 민 당 案
法 院	一般法官 任命方法	大法院長이 任命 (§ 105 ③)	現行과 同 (§ 103 ③)	現行과 同 (100 ③)
	大法院長 任期	5年 單任 (§ 106 ①)	6年 單任 (§ 104 ①)	現行과 同 (§ 101 ①)
	大法官 任期	5年, 連任허용 (§ 106 ②)	6年, 連任허용 (§ 104 ②)	現行과 同 (§ 101 ②)
	一般法官 任期	10年, 連任허용 (§ 106 ③)	現行과 同 (§ 104 ③)	現行과 同 (§ 101 ③)
	法官의 停年	法律로 정함 (§ 106 ④)	現行과 同 (§ 104 ④)	現行과 同 (§ 101 ④)
	法官의 罷免事由(憲法裁判官·中央 選管委員도 같음)	彈劾, 刑罰 (§ 107 ①, § 113 ③, § 115 ⑤)	彈劾, 禁錮이상의 刑 (§ 105 ①, § 111 ③, § 113 ⑤)	現行과 同 (§ 102 ①)
	違憲法律審査	裁判의 前提가 된 경우 法院에 서 違憲으로 인정할 때 憲法委 員會에 제청 (§ 108 ①)	裁判의 前提가 된 경우 憲法裁 判所에 제청 (§ 106 ①)	裁判의 前提가 된 경우 大法院 에서 최종 審査 (§ 103 ①)
	軍事裁判 單審制	非常戒嚴下 軍人·軍務員 犯罪, 間諜罪등 (§ 111 ④)	有害飲食物 供給犯罪만 削除 (§ 109 ④)	現行과 同 (§ 107 ④)
憲 法 裁 判	憲法裁判機關	憲法委員會 (제 6 장)	憲法裁判所 (제 6 장)	大法院, 彈劾審判委員會 (§ 103, § 96)
	憲法裁判事項	違憲法律審査, 彈劾, 政黨解散 (§ 112 ①)	機關間 權限爭議 추가 (§ 110 ①)	現行과 同 (§ 7 ④, § 96, § 103 참조)
	憲法委員 (裁判官) 資格	法律로 정함 (§ 113 ④)	法官의 資格가진 者 (§ 110 ②)	없 음
選 舉 管 理	中央選舉管理委員選出	大統領 3人, 國會選出 3人, 大法院長 指名 3人	現行과 同 (§ 113 ②)	現行과 同 (§ 108)
	中央選舉管理委員 任期	5年 (§ 115 ③)	5年 (§ 113 ③)	現行과 同 (§ 108 ③)
	內部規律 規則制定權	없 음	新 設 (§ 113 ⑥ 후단)	없 음

編 別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	한 국 국 민 당 案
地 方 自 治	地方自治團體長 및 議會議員 選任方法	法律로 정함 (§ 119 ②)	現行과 同 (§ 117 ②)	住民直選 (§ 112 ①)
經 濟	經濟에 대한 規制·調整	社會正義實現 및 國民經濟의 均衡發展을 위하여 필요한 規制·調整 및 獨寡占 排除 規制·調整 (§ 120 ②③)	成長·安定 및 分配의 均衡維持, 市場支配와 經濟濫用 방지, 産業民主化를 위한 規制·調整 인정 (§ 118 ②)	現行과 同 (§ 113 ②③)
	低所得層 保護	明示하지 않음	明示하지 않음	明示하지 않음
	農地制度	小作禁止, 農地賃貸借 및 委託經營 部分的 認定 (§ 122)	現行과 同 (§ 120)	現行과 同 (§ 115)
	農·漁村 開發	自助를 기반으로 하는 開發計劃 (§ 124 ①)	農·漁民의 福祉增進을 위한 開發 및 支援計劃 (§ 122 ①)	現行과 同 (§ 117 ①)
	地域經濟 育成	明示하지 않음 (§ 124 ① 참조)	明 示 (§ 122 ②)	明示하지 않음
	農產物 價格保障	明示하지 않음	明示하지 않음	明示하지 않음
	情報 및 人力開發	明示하지 않음	明示하지 않음	明示하지 않음
	中央銀行 中立性保障	明示하지 않음	明示하지 않음	明示하지 않음